

**埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金
の融資限度額の拡大について**

平素は川口信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

川口信用金庫では新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の皆さまの資金繰りを支援するため、「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取り扱いを令和2年5月1日より開始しておりますが、令和2年6月15日から融資限度額を3,000万円から4,000万円に拡大し、令和3年1月22日より4,000万円から6,000万円に拡大いたしました。

その他にも新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた方へのご融資に関する様々なご相談を承っておりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

【 資金の概要 】

融資限度額	6,000万円
資金使途	経営の安定に必要な事業資金（設備資金・運転資金）
融資期間	10年以内（うち据置期間5年まで）
申込期間	令和3年3月31日保証申込分かつ令和3年5月31日融資実行分まで

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用した場合、以下の要件を満たすことで保証料・利子の減免を受けることができます。

【 対象要件 】	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模のみ）	当初3年間金利ゼロ （4年日以降1.5%以内） 保証料ゼロ	当初3年間金利ゼロ （4年日以降1.4%以内） 保証料ゼロ
小・中規模事業者 （上記を除く）	金利1.5%以内 保証料0.425%	

各制度の詳細は、各営業店にお問い合わせください

（令和2.5 初版）

（令和2.6 改正）

（令和3.1 改正）